

職場意識改善計画

平成24年6月25日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進委員会を設置することで、さらに事業所内における労使間の話し合いの機会を設定していく。委員会のメンバー構成は、経営者側1人、労働者側2人の予定。開催回数は年間2回で、開催時期は8月、10月の予定。労使間の話し合いの機会を設けることにより、より一層、労働時間等の設定の改善を促進していく。</p> <p>(2年度目)</p> <p>年4回、ワーク・ライフ・バランス推進委員会を開催する。開催時期は4月、6月、9月、11月の予定。ワーク・ライフ・バランス推進委員会では、労働時間、年次有給休暇、多様な働き方等について検討していく。今まで以上に、労働時間等の設定の改善を図っていく。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識の改善を促していくため、労働者から寄せられる労働時間等の個別の苦情や意見、要望を受け付けるための担当者を配置していく。労働者に対して、受付体制や担当者についての周知を行っていく。労働時間等の設定の改善の取組を進めるための意見や要望等の受付体制を整えていく。</p> <p>(2年度目)</p> <p>今まで以上に、労働者から寄せられる労働時間等の苦情や意見、要望等を受け止めるための責任体制を整備していく。労働時間等責任者、労働時間等窓口担当者を配置していく。労働時間等窓口担当者は、労働者から労働時間等の苦情や意見、要望等を受け付ける。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>すべての労働者に対する書面交付、または、掲示板での周知を行うことで、事業所内における職場意識の改善計画の周知を促進していく。</p> <p>(2年度目)</p> <p>職場意識の改善計画のポイントや取組事例をまとめた資料をつくり、すべての労働者に配る。外部の人たちが出入りする場所に職場意識の改善計画を掲示することにより、この取組について職場内だけでなく、外部の人たちにも周知を行っていく。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善の必要性や意義について周知を図るため、専門家による研修会を最低年1回受講して、職場意識改善の意識啓発を図る。開催時期は、10月を予定。参加対象者は、経営者側1人、労働者側2人の予定。</p> <p>(2年度目)</p> <p>年2回、専門家による研修会を受講することによって、より一層の職場意識改善に対する意識改革を図っていく。開催時期は、4月、9月を予定。参加対象者は経営者側1人、労働者側2人の予定。</p>

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) より一層、年次有給休暇の取得促進を行うため、平成25年1月までに、年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。労働者が年次有給休暇を確実に取れるようにするために、各人別の年次有給休暇取得計画表（休暇管理簿）を作成して、年次有給休暇の取得予定や取得実績等の状況を把握していく。</p> <p>(2年度目) 前年度に取り入れた計画的付与制度のさらなる周知をすすめると同時に、労働者一人ひとりの年次有給休暇取得計画表の把握をすすめていく。さらに踏み込んだ相談や助言を実行することで、年次有給休暇の取得が進んでいない労働者に対しても、年休が取得できるようにしていく。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) ワーク・ライフ・バランス推進委員会にて、事業所内での所定外労働の現状、定時退社デーを取り入れるための環境整備を話し合っていく。平成25年1月から、月1回、定時退社デーを取り入れることによって、さらに所定外労働の削減を図っていく。</p> <p>(2年度目) ワーク・ライフ・バランス推進委員会において、定時退社デーを導入することで、どの程度、所定外労働が削減されたかを話し合うとともに、今後の対策について検討する。平成26年1月から、月2回、定時退社デーを設けて、今まで以上に所定外労働の削減を促進していく。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 地域での活動やボランティア活動等への参加を希望する労働者に配慮した働き方について、労働者の意見や要望を聞きながら、そのような休暇が取れるよう、検討をすすめていく。</p> <p>(2年度目) 前年度での検討を踏まえて、特別休暇として「ボランティア休暇」を付与していく。より一層、労働者が地域での活動やボランティア活動等に参加しやすくする。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目) 1か月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%以上としていく。ワーク・ライフ・バランス推進委員会において、労働者の年次有給休暇の取得状況を確認する。さらに年次有給休暇を取得できるようにするため、労使協定を結んで、平成25年1月までに、年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入。</p>